

令和元年9月25日

第5回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第5回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和元年9月25日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後2時45分			
会長	小 倉 和 夫				職務代理	野 川 良 翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡 島 敏 雄	○		9	塩 崎 博	○			
2	江 森 正	○		10	山 岸 和 男	○			
3	坂 本 君 夫	○		11	田 島 啓 司	○			
4	野 口 悦 夫	○		12	野 川 良 翁	○			
5	関 口 政 司	○		13	小 倉 和 夫	○			
6	矢 島 征 雄	○		14	早 川 初 男	○			
7	遠 井 勝	○		15	柳 田 浩	○			
8	栗 原 光 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 細 田 悟				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 正 能 光				
					主 幹 新 井 昌 典				
					主 査 落 合 高 雄				

開会 午後 1時30分

○局長（細田 悟君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、野川職務代理より、開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

台風15号によります千葉県の皆様方に、お見舞いを申し上げる次第でございます。あれがですね、もう少し西へそれたら、埼玉県でも本当に甚大な被害が出たのではなかろうかと思っております。

またですね、稲刈り前線もですね、ようやく騎西のほうまで到達いたしまして、何だか、きょう聞いたところ、かがやきが6俵半しか取れないと聞きましたけれども、私もですね、始めた年は一町五反、作ってたんです。だんだん、やっぱり収量が落ちてましてですね、今は8俵半ぐらいで、きずなはですね、かがやきよりも紋枯病に弱いそうで、紋枯が出るとちょっとくず米が多くなって、減収するということでございます。

それではですね、ただいまより令和元年第5回加須市農業委員会を開会いたします。よろしくご協力お願いします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（細田 悟君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

何か皆さんの顔見ていると、そんなに日焼けしてないという感じがするんですけども、ぼつぼつ終盤戦に入ってくるかなという気がするんですけども、今、職務代理のほうで話が出ましたけれども、騎西のほうでは何かあんまり芳しくないような成績だということで心配しているんですけども、私のほうはもうほとんど終わっています。終わっていないのは自分だけでして、自分と何人か残っているところなんですけれども、平均すると去年より若干いいかなという気はしていたんですけども、情報というのはやっぱり聞いてみないとわからないということで。

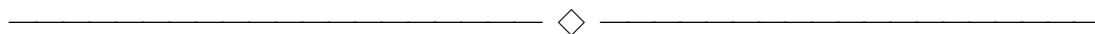
特に、本当に先ほど職務代理が申されたとおり、台風15号の被害が千葉県では予想外にでかい。特に、稲を刈りたくてもね、乾燥機が回らなくちゃだめなんで、やっぱり倒れたままちょっと放置したら芽が出ちゃったという、作況に影響するような被害も出ているような感じがするんですけども、あんまりニュースとかではね、大々的には取り上げないというところあるんですけども。

それに引き続いて、埼玉県にも豚コレラが2例発生したということで、急遽ね、ワクチンで対応するという方向になっているようですけども、韓国なんかはもうアフリカ型の豚コレラということで、これはワクチンがないそうです。だから、日本にもいずれそういうのが入ってきちゃうと、とんでもないことになるわけですけども、中国、ベトナムあたりが特にその被害がでかいそうでして、中国は4割ぐらい豚が減っちゃったそうです。値段も上がっているようなんですけどもね。

本当に皆さんとともに委員会を続けてまいりましたけれども、本当にいよいよ最後のまとめというか、研修会が来月に迫っております。皆さん方には本当にお忙しい中、加須市の農業発展のためにご尽力をいただくところでありまして、この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

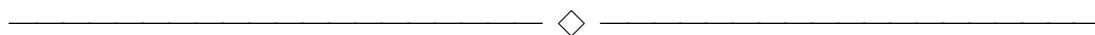
いろいろ案件が埼玉県一多い加須市ですけども、慎重審議を切にお願い申し上げまして、言葉整いませんけれども、開会のご挨拶とさせていただきます。きょうもよろしくお願ひ申し上げます。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（細田 悟君） 本日の総会でございますけれども、本日は委員15名全員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告をさせていただきます。



○局長（細田 悟君） それでは、議事に入らせていただきたいと思います。以降は小倉会長

に議長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◇

◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願い申し上げます。

◇

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

10番 山 岸 和 男 委員

11番 田 島 啓 司 委員

両委員さんを指名いたします。

◇

○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。本日の議案第2号で、1番の田ヶ谷地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告申し上げます。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や経営面積、農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

9月21日に譲渡人 さん宅を訪れ、また現地を見、話を伺ってまいりました。この土地につきましては、 さんが実家が農家でありまして、親が亡くなり相続でもらったもので、また、譲受人につきましては、この さんの土地を現在耕作、借りて耕作している感じでございます。また、 さんにつきましては、なかなかちょっと管理できないという形で、売買されるということで決まった。何ら農地法の観点からしまして、問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の23件を議題といたします。

初めに、1番の加須高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の3ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり、9月21日に現地を見てまいりましたが、今、事務局の説明のとおり、問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の加須地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図4ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良するもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、現在、申請地は耕作されておきませんが、盛り土し、耕作機械が入りやすい畑にするもので、イモ類等を作付けするための農地改良で、期間は3ヶ月間の一時転用でございます。やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり、9月21日に現地を見、また さんに話を伺ってまいりました。この周辺につ

きましては、結構高くなっておりまして、現地につきましてはひどく、野菜等をつくれないので、土盛りしたいという形で申請が上がったようでございます。何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の5ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可が見込まれ、また、市道の付け替え協議も済んでおり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり、9月21日に、推進委員の野本さん、それから川島さんとで現地を見、また、地権者は6人がいるわけですが、譲渡人ですか、さん宅を訪れ、また現地を見てまいりました。この周囲につきましては住宅街であり、また、2期目の一応開発という形で、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の6ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(野口悦夫君) 4番、野口です。

やはり、9月21日に、野本さんと川島さんとで3人で、申請者 さん宅を訪れ、現地を見、話を聞いてまいりました。事務局の説明のとおり、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図7ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり、9月21日に、野本さんと川島さん、3人で申請者 さんのお宅を訪れ、また、現地を見てまいりました。4番と同じく、今、事務局の説明のとおりでございます。問題ないと判断してまいりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図8ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

9月21日に、推進委員の野本さんと川島さんの3人で、申請者は13人もいるわけでございますけれども、 さん——譲渡人ですね——宅を訪れ、話を聞き、また現地を

見てまいりました。現地につきましては、耕作放棄地という形で、この太陽光できることでよくなるんじゃないかという判断してまいりました。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の9ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、動物病院従業員の駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり、9月21日に、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者、譲渡人ですね、さん宅を訪れ、現地を見、話を伺ってまいりました。これにつきましては、で駐車場、ケアポートがあった、そこをちょうど返してくれるという形になったので、新たにこの土地を従業員の駐車場にしたいという形で申請があったようでございます。何ら問題ないと判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図10ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(野口悦夫君) 4番、野口です。

やはり、9月21日に、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者のお宅をお邪魔したわけではなく、申請者の実家へお邪魔し、現地を見て、話し聞いてまいりました。

さんにつきましては、実家はやはり の さんの娘さんという形で、相続でもらったようでございます。また、管理もできないという形で、今回の売買に至ったようでございます。何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図5-9

をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

9月の18日ですね、推進委員の佐久間さんと譲受人の さんにお会いして、お話を聞いてきました。 さんとは親の関係で、自己用の住宅を建てるということで、いわゆる分家ですね——というような形になりますけれども、先ほど事務局の説明どおり、問題ないと判断してまいりましたので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図12ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が貸貸借により土地を借り受け、 の従業員駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、現地の状況は敷地の半分を再生砕石が敷かれ、全体的にも耕作されておりませんでした。

現地は第2種農地と判断され、周囲の状況や立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

この案件につきましては、消防署の前の でありまして、業務などが順調に伸びてきまして、駐車場が狭いということで、 さんにお伺いしたところ、やむなく手放したということで、宮内最適化推進委員さんとお話した結果、了解ということで、何ら問題ないと考えられます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図13ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

この案件につきまして、18日に、宮内最適化推進委員さんと現地調査したところ、周りが新興住宅になってきまして、これから開発が見込まれる場所だと判断しました。よろしく

お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 2 番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の1 4 ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地ではございますが、農地の改良に係る期間の一時転用で、農地改良工事後は小麦を作付けすることとなっており、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（江森 正君） 2 番、江森です。

この案件につきまして、の農地改良ということで、一遍に面積の関係でできないんで、2 期工事として申請をしたわけでありま

す。何ら問題はないと考えられます。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 3 番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の1 5 ページ及び土地利用計画図の5 ー

13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、水路敷の払下げについて許可済みであることを担当課に確認しております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 9月19日、武正推進委員さんと現地調査の結果、この案件につきましても、後継者がいないということで、太陽光発電を試みたわけであります。土地を売りたいということで相なったわけであります。何ら問題ないと考えられます。よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存駐車場の向かい側であり、業務上まだ不足しているということでございますので、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

9月19日に、武正推進委員さん現地調査の結果、 は業務拡張のために駐車場が欲しいということで、 さんに相談の結果、いいですということで、10年間の賃貸を結んだわけであります。何ら問題ないと考えられます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（早川初男君） 14番の早川です。

これに関しては、土地改良区のほうへの申請が上がってききましたので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（早川初男君） 14番、早川です。

やはり、土地改良区のほうにこういう書類が上がってきて、土地改良としても許可をしておりますので、何ら問題ないと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の鴻荃地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、農作業用進入路を確保するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、耕作機械の進入経路として必要最小限であり、周辺農地の耕作に必要であるため、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

9月16日に、江川推進委員さんと2名で、現地にて譲受人代表の さんより話を聞いてまいりました。現在、8名の方が所有している畑に入るのに、狭い道路しかなかったわけですが、農機具やトラック等が入れるように、この土地を求めて、地主さんのさんと相談した結果、売買という形で、進入路の確保ということで申請に至ったようです。道路敷ということで、問題はないというふうに判断してまいりました。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 特に、案件の問題じゃないんですけれども、地権者の さんで、購入者が8名って、これ購入方法は売買ですけれども、これ全部持ち分じゃなくて、共有ということで購入するものでございましょうか。所有権の移転は、8名に移転するということで、これは共有でやるんですか、それとも持ち分で分けるんでしょうか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

申請書はですね、持ち分は8名、恐らく共有で購入ということ。

○7番（遠井 勝君） ちょっと申請自体……

○事務局（正能 光君） ここからは、申請からは読み取れないんですけれども、恐らく持ち分、均等で8分の1ずつになるのではなかろうかと思われます。

○7番（遠井 勝君） 農転の申請については、ちょっと異議があるわけではないんですけれども、この、いわゆる農道を共有持ち分で、共有で8名が購入するということになると、登記関係見ると、ちょっと何ていうかね、今後、これがどうなるかわからないということになると、結構、共有になると厄介になるんじゃないかと思うんですけれども、直接案件とは関係ないんですけれども、何か指導か何かしたほうがいいんじゃないかと思ったんで。

というのは、いろんな農地改良するとか、農道を整備するときに、持ち分にするのか、共

有で、8名共有にするということは、結構、いわゆる今後について整備しやすいのには、何ていうかね、こういう方法でどうなのかなという気がしたので、特に案件での審査ではないんで、わかりました。このとおりの8名の共有ということでございます。

○8番（栗原光夫君） 寄附しちゃえば一番いいんだ。

○7番（遠井 勝君） だから、その辺なんですよ。

○事務局（小川修一君） 市のほうが道路敷として寄附採納を受ける場合に、通り抜けができるとか、あと道路構造等に基準があります。今回の場合は、砂利敷で、関係者しか通らない農道になりますが、いずれにしても個人が市の方へ協議、調整をして、基準に合致すれば寄附採納を受けることになります。

○7番（遠井 勝君） これは、いわゆる農道ですから、認定道路ではないんですよ。単なる道路敷で許可を出すということで、ということですよ。

○事務局（小川修一君） そうですね、はい。

○7番（遠井 勝君） というのは、毎回言うんですけども、8人いるということは、これが仮に何というか、今後のことなんですけれども、誰か1人いなくなったりすると結構厄介なんです。だから、ちょっとその辺で、何かいい方法はあるんじゃないかということちょっと申し上げたかったんで。申し上げたかったというより、指導すべきじゃないかと思ったんです。

案件とは違うんで、大変すみません。ちょっと余計なことで。

○事務局（正能 光君） 今後、そういうおそれは当然出てくると思います。

○7番（遠井 勝君） 開発、例えば分譲で開発する場合の指定道路を共有にする場合というのは、持ち分はみんなに持たせる、それはわかるんですけども、農道も同じ内容なんだろうと思って、例えばこの道路をつくらないと、接道が満たさないために共有するということわかるんですけども、その開発の、だから、市のほうでは、通り抜ければ寄附を受けるとことを言うんですけども、これもちょっと同じではないんかと思うんですよ。

再三、我々持つ農地の整理処分するときに、共有持ち分があると非常に厄介なんです。この人が、何歳の人かわかりませんが、いずれは農家をやらない人が出てくると思うんですけども、これだけ共有に持たせておくと、もう地主がそろそろ結構大変なんだろうと思うんですよ。これは今回の案件とは違うんですけども、ちょっとその辺をよく指導して、このまま8名の売買で、それは売買はできるんでしょうけれども、利用価値がない土地ですから、それはやっぱり何かの指導で是正するような形のほうがいいんだろうと思うんです。

まあ、いいです。

○事務局（小川修一君） 将来的にそういった可能性あるので、そうならないような形で、話を聞いて、代理人から。権利関係について調整はしてみます。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） いや、おそらくですよ、8人で、みんなが使うから均等に持たせましょうということで、口約束だと後々心配だからということで、均等で8分の1にしたんじゃないかなと思われますけれども、1人の人にしちゃって、ほかの人が通るときに、実はここはうちのもんだからとかね、代がかわっちゃうと、そういう心配もあったからじゃないかなという臆測もできるんですよ。でも、相続が発生したときには、こういうの本当に一番大変な問題になると思われますけれども。

○7番（遠井 勝君） すみません、余計なことでした。

○会長（小倉和夫君） ほかにありますか、ご質疑。

○11番（田島啓司君） ちなみに、ちょっと聞きたいんですけども、公図で見ると、上は整備してあるんで青青だと思っただけけれども、この道路をつくる部分は、農地の種目でいうと2種農地ですか、1種農地ですか、それだけちょっと確認したい。

○事務局（正能 光君） 17番のですか。

○11番（田島啓司君） そうそう。

○事務局（正能 光君） 1種です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

これ、通常に考えて、農家が農道として使う、これは自分らの仕事上、やりやすい。それで、そのほか大勢の方ということで、これは1種でも2種でも、別に問題はないんじゃないかと思われますけれども。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、平成30年度に青地から除外されたもので、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当するもので、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

この案件は、平成30年度に除外申請が出されておりました、その許可がおりまして、このたびの申請であります。息子さんが分家住宅ということで計画しておるわけでございまして、何ら問題はないというふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図21ページ及び土地利用計画図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当するも

ので、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

9月16日に、江川推進委員さんと2名で、譲渡人の さんから話を聞いてまいりました。 さんは、高齢となって農作業ができなくなったということで土地の買い手を探しておったところ、話がまとまり今回の申請となったようでございます。周りも住宅が建ち並んでおりまして、問題ないというふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、20番及び21番の北川辺地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。20番と21番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。位置図の22ページ、23ページ及び土地利用計画図の5-20、21をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、平成30年度に青地から除外されたもので、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、13番、小倉ですので、私のほうから現地調査の結果及び補足説明をいたします。

9月14日、高橋、細谷両推進委員さんとともに譲渡人の 宅を訪れて、話を伺ってまいりました。事務局の説明のとおり、除外完了している案件でありまして、
で工場用地というか、拡張したいということで要請があったということで、やむを得ないものと判断してまいりました。

なお、21番の案件につきましては、これは さんがもう農業ができないということで、やっぱり除外完了していることがありまして、 に売りたいということで、やむを得ないものと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、22番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の24ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は第1種農地ではございますが、地盤が悪くトラクターが入れないため、盛り土をし農地改良するもので、期間は3ヶ月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(柳田 浩君) 15番、柳田です。

9月の23日に、佐藤推進委員と2人で、現地にて事業主からお話を伺ってまいりました。

内容につきましては、事務局説明のとおりでございまして、低地であり、耕作不便な状況でございまして、これから小麦をつくるということでございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

22番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、23番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図の5-23をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を確保するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

9月の17日ですか、塚田推進委員と2名で、現地確認と、それから聞き取りをしてまいりました。現地については、これ見ると125㎡しかないんで、ほんのちょっとしたところしか場所的にはないんですが、確認はですね、受人の さん宅へ行って聞いてまいりました。譲渡人は現在、娘さんのところに行って、もう農家はやめられて、ここにはいないということでありましたので、 ですけども、社長に聞いてまいりました。この辺で場所的に余りないのでですね、ちょっと材料と、材料といっても大して置けないんですが、砂利等そんなものを置いて、ここから作業をうまく進めてまいりたいと、そんなお話でございました。

現在、ここともう一つ近くにあるらしいんですが、ほかにも材料等置場を使いながら、今

後進めてまいりたいと、このようなお話でありました。私としては、状況としてはこれは許可相当かなと、このように思いましたので、皆さん、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

23番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 推進委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分1,096筆、面積にしまして137万4,998.86㎡でございます。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） すみません。利用権設定についての地代の話なんですけど、当然ここは中間管理機構に移行して基盤整備もしているんだと思うんですけども、町屋新田については10a当たり2,500円で、戸川地区は8,150円というのは、何かこの辺の金額の設定の基準というのは、どこから出てきた数字なんですか。例えば、振興センターのほうで指導があったのか、あるいは金額的なものについては何か特に根拠があればの話なんですけれども、その辺をお聞かせできればと思います。

○事務局（小川修一君） 先ほどのご質問なんですけど、この中間管理事業、農業振興課のほうで所轄してまして、あと加須農林振興センターのコーディネーター、皆さんご存じの高橋さんですとかが地元の中に入り込んでいって、よく調整して価格を決めているんです。なので、地域ごとに用水の費用だとかいろんなことがあるかと思うんですけども、すみませんね、ちょっと私どもで聞いている話だと、その用水の費用だとかいろんなものを加味して、地域のみんで決めているんだということで、あと、すみません、土地改良の賦課金もあるでしょうし、その辺で決めているということなので、細かい部分については、ルールがあるとかないとかというのはちょっとわからないんですけども、地元の話し合いで皆さんで決めている。

○7番（遠井 勝君） 別に統一見解を、示した方がいいかどうかというのはわからないんですけども、ちょっと記憶していた感じでは、町屋新田と戸川というのは、そんな距離的には離れてないんだと思うんですけども、それが8,150円と2,500円というのは、何らかの水利費とかという問題以外に、地域で決めることだからよしとするということなんだろうけれども、ちょっとばらつきがあるような気がするし、例えば騎西地区ではいろんなところが基盤整備やっていますんですけども、大体6,000円前後ですけども、これは地域によって差はあるんでしょうけれども、その辺は何も聞いてないといつて、これを審議しろといえど何とも言えないんでしょうけれども、何かある程度、こういう地域で基盤整備は盛んに推進しているものですから、余りにも金額が、戸川というところと町屋新田というのはそんな離れてはいないんじゃないかという気がするし、その辺は何といいますかね、農業委員さんが……

○会長（小倉和夫君） じゃあ、地元の推進委員さんがおりますんで、地元の推進委員さんにね、ちょっとお伺いしたいと思います。

○推進委員（鳥海 充君） じゃあ、すいません。町屋新田はですね、基盤整備がされてなくて、未整備のままのところが多いんです。パイプラインも通っていませんので、恐らく2,500円というのは羽生領分の2.1円の部類なのかもしれません、平米当たり。だから、大体1反で2,100円から500円ぐらい。戸川地区のほうは基盤整備をされていてパイプラインが入っていますので、羽生領のほかに水代、また5,000円ぐらい反当かかるんで、8,000円から9,000円ぐらいはかかっているんじゃないかなという感じです。

以上です。

○7番（遠井 勝君） わかりました。

○会長（小倉和夫君） じゃ、田部井さんもぜひ、地元で。

○推進委員（田部井 繁君） 基本的には、その地区の区長さんを中心とした地区に全部お任せなんです。それで、先ほど鳥海さんのほうから話がありましたとおり、葛西領と羽生領で2,800円ぐらいなんです。それを何だったかな、何かのことでちょっと下げて2,500円ということに設定した記憶がございます。

パイプラインのあるところは、先ほど申されましたように、パイプラインの費用と羽生領なり葛西領なりという形の中でのプラスが小作料になっていると思います。ただ、それはあくまでもこういうふうにしるということではなくて、地域の協議の中でやってくれということでもありますので、強制しているわけでも何でもございませんので、地域の納得も得れるという意味だと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

どうですか。

○7番（遠井 勝君） わかりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、推進委員の入室をお願いいたします。

(推進委員入室)



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(委員、 推進委員、 推進委員、
推進委員、 推進委員退室)

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けまして、希望者へ農用地の貸し付けが適当であるかどうかを、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、 委員、 推進委員、 推進

委員、 進委員、 推進委員の入室をお願いいたします。
(委員、 推進委員、 推進委員、
推進委員、 推進委員入室)



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第5号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続に伴う権利移動の届出2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」は、市街化区域内の農地転用の届出3件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について」でございますが、5条の取消願1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出11件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出25件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了しました。

これにて議長の任をおり、進行を司会へお戻しいたします。

○局長（細田 悟君） 小倉会長には長時間にわたる議事の進行、ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（細田 悟君） それでは、早速でございますけれども、野川職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

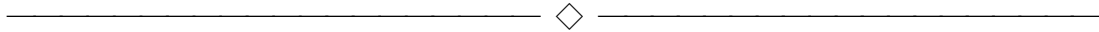
○職務代理（野川良翁君） 本日はですね、大変お忙しい中を長時間にわたりまして慎重審議

いただき、ありがとうございました。

これをもちまして令和元年第5回農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

○局長（細田 悟君） ありがとうございました。

閉会 午後 2時45分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年9月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 山 岸 和 男

署名委員 田 島 啓 司